

主な都市計画の決定権限一覧

都市計画の内容			市町村決定	県決定		
				県又は政令市	県のみ	
都市計画区域					●	
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針				●		
区域区分				●		
都市再開発方針等				●		
地域地区	用途地域	既成市街地、近郊整備地帯	●			
		その他	●			
	特別用途地区		●			
	高度地区・高度利用地区		●			
	特定街区		●			
	防火地域・準防火地域		●			
	景観地区		●			
	風致地区	面積10ha以上	2以上の市町村の区域		●	
			その他	●		
		面積10ha未満	●			
	駐車場整備地区		●			
	流通業務地区			●		
	生産緑地地区		●			
	都市施設	道路	自動車専用道路	高速自動車国道		●
その他					●	
一般国道				●		
都道府県道			4車線以上		●	
			4車線未満		●	
その他の道路		4車線以上	●			
		4車線未満	●			
公園・緑地		面積10ha以上	国が設置するもの		●	
			県が設置するもの		●	
			その他	●		
面積10ha未満		●				
下水道		公共下水道	排水区域が2以上の市町村の区域		●	
			その他	●		
		流域下水道				●
その他		●				
汚水処理場、ごみ処理施設	産業廃棄物処理施設			●		
	その他		●			
河川	一級河川			●		
	二級河川			●		
	準用河川		●			
図書館、その他の教育文化施設			●			
市街地開発事業	土地区画整理事業	面積50ha超	国又は県が施行		●	
			その他	●		
	面積50ha以下		●			
	市街地再開発事業	面積3ha超	国又は県が施行		●	
その他			●			
面積3ha以下		●				
地区計画等			●			